

医療法人巨龍会町田病院の取組内容

1 計画期間

平成24年6月29日～平成28年3月15日(2期目)

2 行動計画の目標

子供を育てる職員が、子育てのために労働時間(時間外労働や深夜労働)の制限を申請する事ができる環境づくりをおこなう。



3 取組の結果

保育環境、就学環境、介護環境を勘案して労働時間(時間外・夜勤)の制限を申請することができる「子育て・介護支援プログラム」を設けた。

子育て支援申請書又は介護支援申請書に、労働の制限(時間外・夜勤)、制限の内容(就労可能な条件、できない場合の理由)、制限の期間を記載して申請を行うことができ、未就学児をもつ職員だけでなく、就学環境にある子供であれば年齢制限なく支援プログラムの利用が可能となっている。

4 その他

- ・半日単位で年次有給休暇を取得することができる。
- ・法を上回る子の看護休暇制度があり、1年間につき子が1人の場合は7日間、子が2人以上の場合は14日間取得することができる。
- ・配偶者が出産時に3日間の特別休暇(有給)を取得できる。
- ・育児休業を30日以上取得した場合、育児休業取得奨励金が支給される。

5 育児休業取得者数

男性2人(45日間・46日間)、女性16人

6 くるみんマーク認定を目指した理由

「ワーク・ライフ・バランス」や「子育て支援」に取り組んでいる企業として、内外より見える評価の一つとして、くるみんマーク認定を目指しました。

7 男性の育児休業取得のために工夫した点

これまで、子育て支援やワーク・ライフ・バランスに取り組んでいたが、全職員の1割にも満たない男性職員数という事もあり、対象者がいなかったのが実情でした。今回、やっと対象者が現れ、今までの取り組みの成果もあり育児休業取得へつながった。